

香川県条例第2号

香川県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

香川県消費者行政活性化基金条例（平成21年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="235 466 324 497">附 則</p> <p data-bbox="156 539 896 571">2 この条例は、<u>平成26年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p data-bbox="1220 466 1310 497">附 則</p> <p data-bbox="1142 539 1881 571">2 この条例は、<u>平成25年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。